



島根県報

平成26年 8 月 22 日 (金)

号外 第 111 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県立男女共同参画センターの指定管理者の募集

(環境生活総務課) 2

公 告

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年 8 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定管理者募集の目的

島根県立男女共同参画センターは、男女平等とあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男女が共に支え合う豊かな社会の形成を図るために設置された施設である。本施設の管理及び運営については、公の施設である島根県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、平成17年4月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が平成27年3月末をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 施設の概要**(1) 所在地**

島根県大田市大田町大田イ236番地4

(2) 規模、構造等

ア 敷地面積 6,522.16平方メートル

イ 延べ床面積 7,066.1平方メートル

ウ 主な施設の構造規模

本館棟 鉄筋鉄骨コンクリート造 5階建

ホール棟 鉄筋コンクリート造 2階建

車庫棟 鉄筋コンクリート造 2階建

エ 竣工年月日 平成10年12月18日

オ 施設の概要 別表のとおり

(3) 入居機関

ア 公益財団法人しまね女性センター

（関係施設）

事務室

イ 島根県西部県民センター県央事務所

（関係施設）

事務室、会議室等

ウ 島根県女性相談センター西部分室

（関係施設）

事務室、相談室等

エ その他

宿泊施設及びレストラン

3 指定管理者が行う業務

(1) センターの施設及び設備の使用承認に関する業務

(2) センターの施設及び設備の使用料の徴収及び還付に関する業務

(3) センター及び入居機関（以下「センター等」という。）の施設及び設備の維持管理業務（詳細は、仕様書を参照）

(4) その他仕様書に記載する業務

4 指定予定期間

指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

(1) 指定予定期間における県が支払う指定管理料の総額（入居機関のうち島根県西部県民センター県央事務所及び島根県女性相談センター西部分室の維持管理経費を含む。）は、次に示す額とし、災害等の特別な場合を除き原則として増額は行わない。また、指定管理料は分割支払することとし、支払時期、分割方法等については島根県と指定管理者で締結する協定で定める。

指定管理料 465,250千円以内

（年間平均額 93,050千円）

年間収入目標額 8,256千円

※ 消費税及び地方消費税（税率8パーセント）を含む。

(2) 年間収入目標額は、センターの施設及び設備の使用料収入を対象とする。

(3) 年間収入額に収入目標額の±10パーセントを上回る変動があった場合は、その2分の1を当該年度の指定管理料に増額又は減額することで反映させることとする。ただし、当該増減額が10万円に満たない場合は、指定管理料の変更を行わない。

(4) 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、別途協議の上、定めることができるものとする。

6 指定管理者の応募資格

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有しない。

イ センターの管理及び運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成26年12月中旬予定）までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 申請書類

ア 申請書（島根県立男女共同参画センター条例施行規則（平成11年島根県規則第24号。以下「規則」という。）で定める様式第1号）

イ 事業計画書

ウ センターの管理に係る収支予算書

※ 消費税及び地方消費税の税率は、8パーセントで作成すること。

エ その他申請に必要な書類

- (ア) 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- (イ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (ウ) 申請書を提出する年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (エ) 過去3年間の法人等に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- (オ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）
- (カ) 印鑑証明書
- (キ) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ク) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（直近1年間の納税証明書で提出日において発行の日から3月以内のもの）
- (ケ) 指定申請に係る誓約書

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、(1)エの(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(ク)については、正本1部及び副本1部とする。

(3) 提出期限

平成26年10月20日（月）午後5時。郵送の場合は書留とし、平成26年10月20日（月）午後5時必着とする。

(4) 提出先

17に記載する場所

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

- ア 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- イ 申請書類は、返却しない。
- ウ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。
- エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - (ア) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
 - (イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
 - (ウ) その他不正な行為があったとき。

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

平成26年8月22日（金）から同年10月20日（月）までの平日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配付場所

17に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時

平成26年 9 月 17 日（水）午後 1 時 30 分から

(2) 開催場所

センター 2 階研修室

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ センターの施設見学

(4) その他

現地説明会に出席を希望する申請者は、団体名、出席予定者（職・氏名）及び連絡先を明記の上、平成26年 9 月 10 日（水）午後 5 時までに17に記載する場所にファクシミリで申込みを行うこと。

なお、ファクシミリの送信前には、必ず電話連絡を行うこと。

10 質疑等

(1) 募集要項等に対する質疑については、別に定める質疑票により平成26年 9 月 26 日（金）午後 5 時までに17に記載する場所にファクシミリで提出すること（質疑は、ファクシミリのみで受け付ける。）。

なお、ファクシミリの送信前には、必ず電話連絡を行うこと。

(2) 質疑に対する回答は、別に定める質疑回答票により、平成26年10月 9 日（木）までに行う。

(3) 回答は、(1)の質疑票の提出期限までに質疑のあった申請者及び現地説明会に参加した申請者の全てに対して行う。

(4) 指定管理候補者の選定後に募集要項等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 指定管理候補者の審査の基準及び選定方法

条例第 7 条の規定による基準に基づき、島根県立男女共同参画センター指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の 5 名で構成する。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、センター等の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査項目及び配点

ア サービスに関する評価【60点】

(7) 施設の管理運営方針と具体的方策（25点）

(4) 利用者サービスの向上を図るための具体的な手法（25点）

(4) 施設の維持管理の内容（10点）

イ コストに関する評価【40点】

(7) 施設の管理運営経費の内容（20点）

(4) 施設の管理運営等の確実性（15点）

(4) 提示額（5点）

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査基準に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知する。

ウ 書類審査の結果適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。

エ プレゼンテーションは、平成26年10月下旬に実施を予定している。

オ 候補者の選定は平成26年11月初旬までに行い、その結果は全ての申請者に対して書面で通知するとともに、申請者名と選定結果（選定又は非選定）を島根県ウェブページにおいて公表する。

カ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 選定委員会は、非公開とする。

12 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。11(4)で選定した候補者を平成26年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、センターの維持管理に関する細目等を協議の上、協定を締結する。

13 指定管理者の運営状況に関する評価

(1) 公の施設の適正な管理の確保と県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果については、指定管理者に通知し、島根県議会へ報告するとともに島根県ウェブページにおいて公表する。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

16 その他留意事項

(1) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(2) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(3) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

- (4) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先（書類の配付場所及び提出先）

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 住所 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県環境生活部環境生活総務課男女共同参画室
- (4) 電話 0852-22-5245
- (5) ファクシミリ 0852-22-5636

別表

施設の概要

(㎡)

管理者 (室名)	面積合計	1階	2階	3階	4階	5階	R階	備考
島根県女性相談センター	368.6	0.0	0.0	0.0	368.6	0.0		
事務室	65.2				65.2			
相談室1 (洋室)	18.0				18.0			
相談室2 (和室)	22.9				22.9			
グループ相談室	24.2				24.2			
カウンセリングルーム	22.5				22.5			
その他施設	215.8				215.8			
島根県西部県民センター県央事務所	310.9	0.0	310.9	0.0	0.0	0.0		
事務室	204.8		204.8					
会議室	84.5		84.5					
書庫・倉庫	21.6		21.6					
公益財団法人しまね女性センター	54.6	0.0	0.0	0.0	54.6	0.0		
事務室	54.6				54.6			
宿泊施設 (目的外使用施設)	613.3	0.0	0.0	0.0	0.0	613.3		
宿泊室 (洋ツイン)	295.7					295.7		
宿泊室 (和室)	45.5					45.5		
宿泊室 (多目的)	45.5					45.5		
フロント	9.4					9.4		
事務室	17.4					17.4		
トイレ (事務室)	2.2					2.2		
リネン室1	27.9					27.9		
リネン室2	17.7					17.7		
自販機コーナー	11.4					11.4		
エレベーターホール	49.7					49.7		
廊下	83.1					83.1		
倉庫	8.0					8.0		
レストラン・厨房・厨房休憩室	129.0	129.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
レストラン (目的外使用施設)	129.0	129.0						
島根県立男女共同参画センター	3,447.6	806.6	649.3	1,079.8	656.6	157.2	98.1	
受付 (1F)	19.1	19.1						
防災センター	24.2	24.2						
情報ライブラリー	104.6	104.6						
書庫	36.4	36.4						
倉庫 (3Fリフレッシュコーナー横)	28.0			28.0				
企画ルーム・ワークステーション	46.2			46.2				
事務室	118.8				118.8			
ボランティア室	15.1				15.1			
センター長 (館長) 室	44.3				44.3			
応接室	21.0				21.0			
副センター長室	15.0				15.0			
女子更衣室	6.0				6.0			
倉庫 (4F事務室横)	24.5				24.5			
風除室1	7.1	7.1						
風除室2	7.1	7.1						
エントランスロビー	292.6	292.6						
廊下	44.8	44.8						
エレベーターホール	42.3	42.3						
パフォーマンススペース	67.4	67.4						
トイレ	58.5	58.5						
機械室	45.5	45.5						
倉庫 (パフォーマンススペース裏)	23.1	23.1						
倉庫 (階段下)	27.6	27.6						
階段室	6.4	6.4						
更衣室	15.2		15.2					
多目的研修室A	78.8		78.8					
湯沸かし室	7.5		7.5					
掃除控室	12.0		12.0					
エレベーターホール	48.3		48.3					
機械室	45.5		45.5					
廊下	196.0		196.0					
トイレ	58.5		58.5					
階段室	25.7		25.7					
階段室	25.7		25.7					
ロビー階段	19.2		19.2					

管理者 (室名)	面積合計	1階	2階	3階	4階	5階	R階	備考
サーバー室	19.2		19.2					
研修室	342.3		65.3	277.0				
映写室	27.0			27.0				
特別会議室	114.6			114.6				
生活創造スタジオ	121.2			121.2				
和室	58.4			58.4				
リフレッシュコーナー	38.4			38.4				
エレベーターホール	46.3			46.3				
機械室	45.5			45.5				
湯沸かし室	19.4			19.4				
トイレ	56.7			56.7				
廊下	150.0			150.0				
階段室	25.7			25.7				
階段室	25.7			25.7				
乳児・託児室	82.9				82.9			
乳児・託児室 (トイレ)	9.3				9.3			
湯沸かし室	7.5				7.5			
倉庫	44.5		32.5		12.0			
機械室	45.5				45.5			
廊下	116.4				116.4			
エレベーターホール	47.7				47.7			
トイレ	38.7				38.7			
階段室	26.2				26.2			
階段室	25.8				25.8			
電機室	103.9					103.9		
階段室	25.8					25.8		
階段室	27.5					27.5		
(屋外)	98.1						98.1	
エレベーター機械室	49.4						49.4	
ボイラー	21.2						21.2	
階段室	27.4						27.4	
本館合計	4,924.1	935.6	960.2	1,079.8	1,079.8	770.5	98.1	

ホール棟	1,986.6	1,166.3	567.9	252.4	0.0	0.0		
(1F)								
風除室	30.7	30.7						
ホワイトエ・ホールロビー	286.9	286.9						
カウンターコーナー	13.6	13.6						
廊下1	51.7	51.7						
倉庫	85.0	85.0						
客席	204.0	204.0						
舞台	173.0	173.0						
トイレ1 (男子)	34.1	34.1						
トイレ2 (女子)	74.8	74.8						
舞台上がり口1	7.0	7.0						
舞台上がり口2	8.8	8.8						
ウインチピット室	14.3	14.3						
搬入口	32.1	32.1						
廊下2	33.2	33.2						
男子控室	23.3	23.3						
トイレ3 (男子)	10.5	10.5						
女子控室	22.6	22.6						
トイレ4 (女子)	11.8	11.8						
湯沸かし室	5.2	5.2						
ピアノ庫	14.3	14.3						
オイルポンプ室	4.4	4.4						
渡り廊下	25.0	25.0						
(2F)								
ロビー	96.0		96.0					
ホールロビー階段	14.2		14.2					
客席	154.7		154.7					
同時通訳室	11.5		11.5					
調整室	17.4		17.4					
親子室	11.5		11.5					
通路	61.0		61.0					
階段室2	19.2		19.2					
階段室3	16.0		16.0					

管理者（室名）	面積合計	1階	2階	3階	4階	5階	R階	備考
(3F)	倉庫	8.8		8.8				
	空調機械室	132.6		132.6				
	渡り廊下	25.0		25.0				
	メンテナンス通路	175.1			175.1			
	オイル庫	3.6			3.6			
	ポンプ室	22.8			22.8			
	電機機械室	15.6			15.6			
	階段室2	19.2			19.2			
	階段室3	16.0			16.0			
車庫棟	123.8							
自転車置場	15.8							
自転車置場	15.8							
合 計	7,066.1	2,102.0	1,528.1	1,332.2	1,079.8	770.5	98.1	